

那 健 保 総 第 751 号
令 和 7 年 2 月 27 日

社会福祉施設等 御中

那 覇 市 保 健 所 長
(公 印 省 略)

那覇市内の社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について（依頼）

平素より、本市保健衛生行政へのご理解、ご協力感謝申し上げます。

さて、みだしの件について、「『社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について』の一部改正について（令和 5 年 4 月 28 日付 こ成総第 18 号、こ支総第 9 号、健発 0428 第 3 号、生食発 0428 第 8 号、社援発 0428 第 18 号、障発 0428 第 1 号、老発 0428 第 9 号）」の通知に基づき、以下の場合には、市町村等の社会福祉施設等主管課及び那覇市保健所に報告をお願いいたします。

ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合

イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

那覇市保健所に対する感染症の報告する際は、これまで FAX での報告でしたが、今後は下記的那覇市保健所ホームページから指定のフォームでのご報告をお願いいたします。

記

1. 報告方法

那覇市保健所ホームページ→感染症→感染症発生時に係る報告（指定フォームに入力）

<https://www.city.naha.okinawa.jp/nahahokenjyo/kansensyousei/form.html>

※ 指定フォームでの報告が困難な場合は FAX での報告をお願いします。



2. 報告時期

(1) 初回報告・・・報告基準ア、イ又はウになった時点

那覇市オンライン申請システムに登録が必要です。

(2) 追加報告・・・新規の患者がいなくなる日まで毎日 1 回

マイページの申請履歴から複写して、追記して報告してください。

【お問い合わせ先】

那覇市保健所 保健総務課 感染症グループ
宮城、前川、速水、金城

TEL : 098-853-7972

(平日 8 : 30 ~ 12 : 00、13 : 00 ~ 17 : 15)